

高松市農業委員会  
会長 三笠 輝彦



令和6年8月20日付けをもって農地法第5条第1項の規定による許可申請があった農地（採草放牧地）についての転用は下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

譲渡人（設定者） 住所 高松市小村町47番地

氏名 國方 由美子

譲受人（被設定者） 住所 高松市伏石町2174番地16

氏名 株式会社アルファード 代表取締役 七條 政志

2 許可する土地

番号	所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
		登記簿	現況		
1	小村町44-1	田	田	1,386.00	
2	小村町45-1	田	田	804.00	
3	小村町46-1	田	田	1,091.00	
	以下余白				
権利の種類及び設定又は移転の別		所有権移転			

3 転用目的

特定建築条件付売買予定地用地

住宅2階建 10棟 488.50m<sup>2</sup> 車庫平屋建 4棟 90.36m<sup>2</sup>

(許可条件)

- 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。以下同じ。）が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 許可に係る工事が完了したときは、農業委員会の工事完了証明書の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。ただし、都市計画法第36条第2項に規定する検査済証、同条第3項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の4第3項若しくは第63条第3項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、許可に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を農業委員会に提出すること。
- 土地購入者への土地の引き渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後に行うこと。ただし、建築基準法第6条第1項の確認を受けなければならないものについては、同条第4項の確認済証の交付を受けた後に、当該土地を土地購入者に引き渡すことができる。
- 許可を受けた者は、許可を受けた土地に農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

[注意事項]

- 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。
- 事業計画の変更を行う場合は、事前に農業委員会会長の承認を受けること。
- 土地の造成工事を行う場合は、県外で発生した建設残土及び浚渫土砂を搬入しないこと。

裏面に続く

高松市伏石町 2174 番地 16  
株式会社アルファード  
代表取締役 七條 政志 様

高松市長 大西 秀 人



開発行為 

許 可
不 許 可

 通知書

令和6年11月7日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

許可する
許可しない

、ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

1 許可の条件（不許可の理由）

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・1号、3号～13号、15号及び16号L型擁壁の載荷重は5.0kN/m<sup>2</sup>以下とすること。
- ・14号L型擁壁の載荷重は10.0kN/m<sup>2</sup>以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積

高松市小村町 字南下所  
44番1、45番1、46番1

3,259.89 平方メートル

3 予定建築物等の用途

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守してください。また、工事期間中は安全管理を十分行い、適切に工事をしてください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合においては、審査請求をすることができません）。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。